

荷役運搬機械等による はい作業の安全

—改訂版—

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

第1節 はいとは

荷の流通過程で、荷の保管、仮置き、検数、燻蒸等を行うために倉庫、上屋、又は土場等に積み重ねられた荷（小麦、大豆、鉱石等のばら物の荷を除く。）の集団をはいといいます。

はいは、荷の種類や包装、形状、重量などによって、その種類や形状及び大きさ等は自ずから変わってきます。

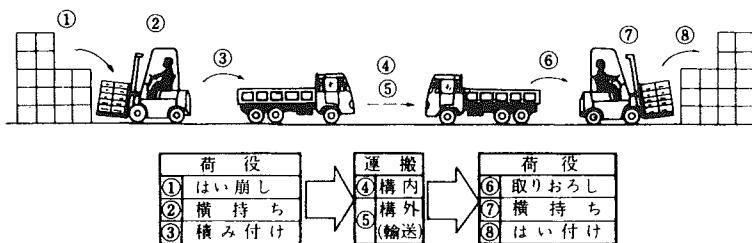
はい作業とは袋物や箱物の荷を一定の方法で、規則正しく積み上げたり（これをはい付けという。）、積み上げられた荷を移動するために、くずしたり（これをはい崩しという。）する作業をいいます。

また、はい付けされた荷を、はい崩しをして別の場所にはい付けすることをはい替えといっています。

第2節 はい作業

荷をA地点からB地点まで移動する作業を一般に荷役運搬作業といっています。

この荷役運搬作業の概要を示すと次のようにになります。



第4節 荷に関する事項

1 荷の種類

はい作業で取り扱われる荷は、品目、荷姿、形状、質量等が異なるため、使用する荷役運搬機械、器具、用具等もそれぞれの荷に適したものを使用しなければなりません。したがって、はい作業従事者は、取り扱う荷について、次の事項を確認する必要があります。

荷の品目、荷姿、形状別分類

分類	荷の内容
1 品目別	鉱產品、林產品、農產品、水產品、化学工業品、機械工業品、食料工業品、纖維工業品、雑工業品など
2 荷姿別	(1) 荷造包装されたもの 袋物（麻、紙、ビニール）、箱物（段ボール、木、ポリエチレン）、コンテナ、罐、たる、BIN、束物など (2) 包装されていないもの はだか物、ばら物
3 形状別	直方体、棒状、特大品など

(1) どのような品目か。

荷はこわれやすいか、取扱い注意の荷かどうか等

(2) どのような荷姿か。

包装したものは、包装がこわれていないか、パレット荷であれば荷くずれがないかどうか等

(3) どのような形状か。

直方体か、長尺物か、その他のものか等

(4) 質量はどれ位か。

質量表示がなされているか等

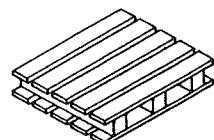
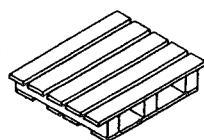
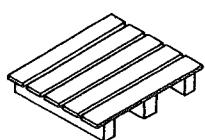
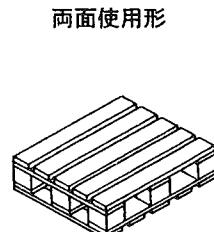
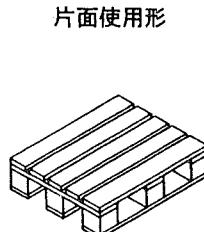
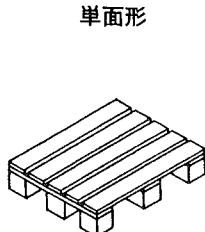
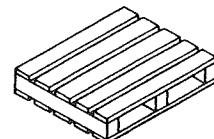
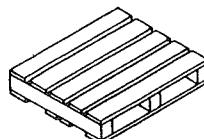
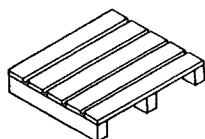
第6節 器具及び用具

1 パレット

荷を荷役、輸送、保管するために数量単位にとりまとめて載せる面と、フォークの差込口を有する荷役台をいい、次のような種類があります。

(1) 平パレット

上部構造物のないフォークなどの差込口を持つパレットで、木製のものが一般的ですが、プラスチック製、鋼製のものも使用されています。



第1節 荷役運搬機械等

荷役運搬機械等については、その日の作業を開始する前に作業開始前点検を、フォークリフト、フォークローダー、クレーン及び移動式クレーンでつり上げ荷重が0.5トン以上のものについては、1月を超えない期間及び1年を超えない期間ごとに定期自主検査を実施し、異常を認めた場合は、補修など適切な措置を講じなければなりません。また、点検を洩れなく、確実に実施するためには、点検表を用いて実施することが大切です。

1 フォークリフト

(1) 作業開始前点検

次の項目について点検を実施しなければなりません。

- ① 制動装置・操縦装置の機能
- ② 荷役装置・油圧装置の機能
- ③ 車輪の異常の有無
- ④ 前照燈、後照燈、方向指示器及び警報装置の機能

エンジン式カウンタバランスフォークリフトの点検表の一例を示します。

(2) 定期自主検査（月例）

1月ごとの検査については、次の項目について、労働大臣が公表した月例の「フォークリフト定期自主検査指針」に従い自主検査を実施しなければなりません。

- ① 制動装置、クラッチ及び操縦装置の異常の有無
- ② 荷役装置及び油圧装置の異常の有無
- ③ ヘッドガード及びバックレストの異常の有無

(3) 定期自主検査（年次）

1年ごとの定期自主検査については、労働大臣が公表した年次の「フォークリフト定期自主検査指針」に従って、一定の資格を有する者又は登録検査業者が検査を実施しなくてはなりません。

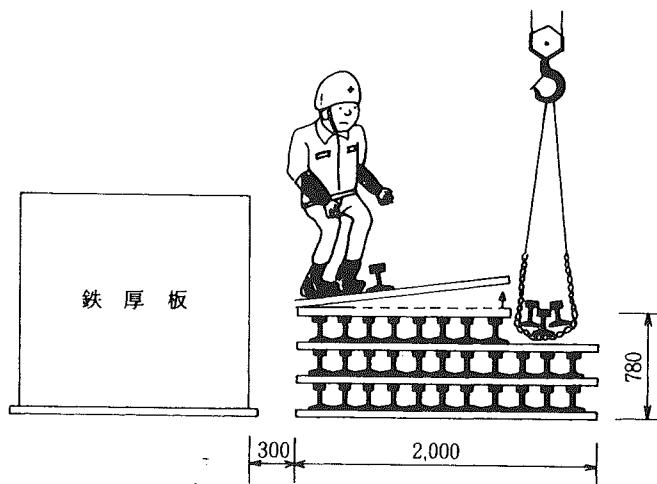
災 害 事 例

〔事例－1〕

クレーンによりレールのはい崩し作業中、最上部のレール1本が
滑り落ち受傷

1 災害発生状況

- (1) 11列4段にはい付けされた長さ13.6m、重さ1.65tのレールを結束場に移動するため、クレーン運転者A、玉掛合団者B、補助者Cの3名で作業を行っていた。



- (2) 最上段のレール10本の移動が終ったとき、結束場から台木を移送してほしいとの要請を受けたBは、Cと一緒に最上段の不要になった台木5本を3段目レール3本の上に乗せ、レールとともにスリン